

【主なサービス内容】

- ・障害福祉サービス：居室介護、短期入所などの利用
- ・補装具：身体機能の補完または代替するための用具
- ・給付 として義肢や車いす等の給付
- ・日常生活用具：電気式たん吸器等の在宅療養支援用具や自立生活支援用具の給付

ご希望されるサービスの種別により申請方法が異なりますので、事前にお問い合わせください。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎254556

フッ化物塗布を行います

町では、お子様の虫歯予防と歯を強くするためにブラッシング方法の確認と幼児フッ化物塗布を実施しています。

下記日程表から、都合の良い日時を選び、予約をしてください（各受付時間の定員になり次第、その受付時間の予約は終了します）。

対象 満1歳から就学前の児（1歳未満でも歯が8本以上

実施日	会場	受付時間（定員）
5月8日（水）・30日（木）	ぬくもりセンター	13:30～14:00（20名）
		14:00～14:30（20名）
		14:30～15:00（20名）
		15:00～15:30（20名）
5月24日（金）	保健センター	9:00～9:30（20名）
		9:30～10:00（20名）
		10:00～10:30（20名）
		10:30～11:00（20名）
		13:30～14:00（20名）
		14:00～14:30（20名）
		14:30～15:00（20名）
		15:00～15:30（25名）

生えていれば可）  
 申込期間 4月8日（月）～26日（金）  
 持ち物 母子健康手帳、お子さんの歯ブラシ・フエイスタオル  
 申込み・問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎2425

**広報モニターを募集しています**

町が発行している「広報あびら」「広報笑顔（スマイル）」を皆さんに親しみやすい広報にするため、ご意見やご提言をいただけるよう広報モニター制度があります。

町の広報誌に関心のある方の参加をお待ちしています。詳細はお問い合わせください。

問合せ 総務課情報グループ ☎2511

**フラワーマスター募集**

フラワーマスターとは、地域で花を育成管理したり、まちなみ景観に配慮した花の使い方を指導できる方を北海道が認定し、地域で活動していただく事業です。

お申込みいただいた方を町が北海道へ推薦し、認定講習を経て北海道知事からフラワーマスターとして認定されます。

**春に向けてドレスアップしませんか！**

長い冬が終わり春がもう目の前に来ています。ご自宅の屋根、壁の塗装はいかがでしょうか！お見積りなどお気軽にご相談ください。

＜安平町誘致企業会会員＞  
 本社 061-1372 恵庭市恵み野南3丁目5-8 陶ツキヌキザワ工芸社 ☎0123-36-7525  
 支社 059-1986 安平町追分弥生139-1 (25-3528)



**【認定講習会】**

日程 7月10日（水）  
 会場 札幌市  
 定員 70名  
 受講料 無料（ただし、交通費は受講者負担となります）

申込期限 4月26日（金）  
 申込み・問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ ☎2514

一人で悩みを抱えずに、お気軽にご相談下さい。

**むらやま法律事務所**

相談内容／借金・過払金請求・労働問題・離婚・相続・交通事故 その他

**借金・過払金請求に関する相談は無料**

弁護士 邨山（むらやま）達哉

TEL 0144-31-4750

受付時間 月～金/9:30～17:00（予約制）※祝日は除きます  
 苫小牧 むらやま 検索 3 (詳しくはHPをご覧ください)



あなたの悩みに

- 離婚 (45分)
- 多重債務 (30分)
- 交通事故 (30分)
- 雇用トラブル (30分)

相談無料

※その他相談は有料のご案内となります。

相談予約ダイヤル **0144-35-8373**  
 平日 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

コタエを出します

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

広告欄

広告欄

広告欄